（＊受付印）
神奈川県選挙管理委員会
令和2年5.26収受
第1938号

収支報告書

（その１）

令和　元　年分

※該当箇所に☑してください。

政治団体の区分
☐ 政党の支部
☑ その他の政治団体（後援会等）
☐ その他の政治団体の支部
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ 全国（２都道府県以上）　☑ 神奈川県内

（ふりがな）（よこはまもくざいぎょうおこのぎはちろう こうえんかい）

1 政治団体の名称　横浜木材業小此木八郎後援会

2 主たる事務所の所在地　横浜市中区長者町9-149 神奈川県木材会館内

3 代表者の氏名　川口　義一

4 会計責任者の氏名　鈴木　宏幸

事務担当者の氏名　平林　悟

連絡先（電話番号）　045　－633－8368

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
※以下 指定「有」の場合のみ記入
公職の種類
（現職・候補者等）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　小此木八郎
公職の種類　衆議院議員
（現職）・候補者等

＊この部分は何も記入しないでください。

＊	受理台帳番号	団体コード	受付者	区分	処理
政党 全国 その他	1765	43577	村	N G K	

(※)資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

8

収　支　の　状　況

（その２）

1　収支の総括表

		金額（十億／百万／千／円）
ア　収　入　総　額　(ア)＋(イ)	01	1,187,699
(ア)　前年からの繰越額	02	377,699
(イ)　本年の収入額	03	810,000
イ　支　出　総　額	04	711,300
ウ　翌年への繰越額　（アーイ）	05	476,399

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金　額	06	0円
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	07	0人

(2) 寄　附			
ア　寄附(イを除く。)の区分		金額（十億／百万／千／円）	備　考
(ア) 個人からの寄附	08	810,000	
（うち特定寄附）	09	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	10	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	11	0	
小　計　(ア)＋(イ)＋(ウ)	12	810,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	13	0	
イ　政党匿名寄附	14	0	
合　計　（ア　＋　イ）	15	810,000	

(7) 寄附の内訳												寄附者の区分（右のいずれかを○で囲む）		個人・法人その他の団体・政治団体	
	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額 十億	百万	千	円							年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
01												・ ・			
02												・ ・			
03												・ ・			
04												・ ・			
05												・ ・			
06												・ ・			
07												・ ・			
08												・ ・			
09												・ ・			
10												・ ・			
11												・ ・			
12												・ ・			
このページの小計											0				
その他の寄附						8	1	0	0	0					
合計						8	1	0	0	0					

注1 寄附者の区分は、「個人・法人その他の団体・政治団体」のいずれかを○で囲み、それぞれ別の用紙を使用してください。
2 同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載し、５万円以下の寄附は一括して記載してください。
3 この用紙が２枚以上にわたる場合、「その他の寄附」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記入してください。

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

	項目		金額	備考 うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出
ア 経常経費	1 人件費	01	0	
	2 光熱水費	02	0	
	3 備品・消耗品費	03	0	
	4 事務所費	04	71130	
	小計（1+2+3+4）	05	71130	
イ 政治活動費	5 組織活動費	06	0	
	6 選挙関係費	07	0	
	7 機関紙誌の発行その他の事業費の計（(1)+(2)+(3)+(4)）	08	0	
	(1) 機関紙誌の発行事業費	09	0	
	(2) 宣伝事業費	10	0	
	(3) 政治資金パーティー開催事業費	11	0	
	(4) その他の事業費	12	0	
	8 調査研究費	13	0	
	9 寄附・交付金	14	0	
	10 その他の経費	15	0	
	小計（5+6+7+8+9+10）	16	0	
合計（ア＋イ）		17	71130	

注　本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)の内訳が必要です。

国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ

（その14）

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分（右のいずれかを○で囲む）	光熱水費 ・ 備品・消耗品費 ・ (事務所費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
01 政治資金監査報酬(平成30年分)	10800円	1・10・11	清水税理士事務所	横浜市鶴見区豊岡町16-9	
02		・ ・			
03		・ ・			
04		・ ・			
05		・ ・			
06		・ ・			
07		・ ・			
08		・ ・			
09		・ ・			
10		・ ・			
11		・ ・			
12		・ ・			
このページの小計	10800				
その他の支出	60330				
合計	71130				

注1 項目別区分は、**「光熱水費・備品・消耗品費・事務所費」のいずれかを○で囲み、**それぞれ別の用紙を使用してください。

2 1件(数回にわたってなされたときは、その合計額が)5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

3 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記入してください。

資　産　等　の　状　況

（その17）

1　資産等の総括表

資産等の有無					
資産等の項目別区分		有	無	備考	*
01	ア　土　　地	□	☑		
02	イ　建　　物	□	☑		
03	ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑		
04	エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑		
05	オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑		
06	カ　金銭信託	□	☑		
07	キ　有価証券	□	☑		
08	ク　出資による権利	□	☑		
09	ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑		
10	コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑		
11	サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑		
12	シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑		

注1 各項目の資産の有無について、「□」内をチェックしてください。
　2 「有」をチェックした場合は、（その18）の該当する項目別区分に記載してください。

(その20)

宣　　誓　　書

添 付 書 類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

② 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和２年　5月 21 日

政治団体の名称　横浜木材業小此木八郎後援会

会計責任者の氏名　鈴木宏幸　㊞

（氏名を記入し押印するか、又は会計責任者本人が署名してください。）

〈解散の場合のみ〉

代 表 者 の 氏 名　　㊞

（氏名を記入し押印するか、又は代表者本人が署名してください。）

政治資金監査報告書

令和２年５月２１日

横浜木材業小此木八郎後援会
代表　川口　義一　殿

登録政治資金監査人　清水幸夫

登　録　番　号　　第９４７号
研修修了年月日　　平成21年4月21日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、横浜木材業小此木八郎後援会の令和元年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施したので、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると清水幸夫が判断したため、横浜木材業小此木八郎後援会の主たる事務所ではなく、京浜政経調査会の主たる事務所（横浜市神奈川区西神奈川3−9−1）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

横浜木材業小此木八郎後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以　上